

第3回 厚生労働省 データ利活用検討会 議事録

1 日 時 令和2年12月23日（水）15:00～16:20

2 場 所 厚生労働省 仮設第4会議室

3 出席者

【構成員】

阿部正浩（座長）、野口晴子（座長代理）、川口大司、川崎茂

【事務局（厚生労働省）】

鈴木統括官、武藤参事官、戸田企画官、大野審査解析室長

4 議 事

- 1 雇用動向調査の代替可能性について
- 2 データ利活用検討会 報告書骨子案
- 3 その他

[配布資料]

- 資料1 雇用動向調査の代替可能性について
- 資料2 データ利活用検討会 報告書骨子案

参考資料1 第2回利活用検討会 議事録

参考資料2 雇用動向調査、各種行政記録情報の申請様式

5 議事録

○大野室長 それでは、ただいまより、第3回「厚生労働省データ利活用検討会」を開催いたします。

構成員の皆様方におかれましては、御多忙のところ、お寒い中お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

それでは、議事に移らせていただきます。以後の進行については、阿部座長にお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

○阿部座長 では、よろしく願いいたします。

早速ですが、本日の議事に入りたいと思います。

まず、議題1からですが、今日も議題ごとに事務局から説明をいただいて、その後、議論に入りたいと思います。

では、議題1につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

○戸田企画官 それでは、お手元の資料1を御覧ください。こちらは雇用動向調査の代替可能性について検討した資料で、第2回検討会におきまして、川口構成員により御指摘のあった点について事務局で検討した結果をまとめております。

前回検討会におきましては、雇用保険の行政記録情報の活用という話がございましたが、阿部座長より、事務局より他の案もないかという御指摘もございましたので、関連することとして、年金についても併せて御紹介したいと考えております。

まず、資料1の1ページ目には、検討結果をまとめております。結論としては、雇用保険にせよ、年金にせよ、行政記録情報は、情報を収集する際の根拠となる法令に基づき行政目的に必要な情報しか収集していないため、活用に向けては、これから紹介する困難が多い点を考慮しないとイケないというところです。

雇用動向調査の代替可能性を検討するに当たり、前回検討会で御議論いただいた3つの論点について焦点を当てて御説明いたします。以下では代替するに当たっての技術的な課題を御紹介いたしますので、活用の観点から御議論いただければ幸いです。

1つ目は、論点①の「離職率や転職に関する状況」です。雇用動向調査では、次のページや参考資料に調査票をつけておりますので、こちらはお時間のある時に御覧いただければと思いますが、事業所における入職、離職の状況を把握するとともに、入職者や離職者について個人別に事情等を把握しております。これに対して、雇用保険では入職するなどして被保険者になった者及び失業中に基本手当を受給する者の必要なデータしか把握しておらず、全ての雇用者について把握できていない状況です。また、最終学歴などの個人の属性や転職前の事業所の正確な勤務地情報などを把握していない点が、雇用動向調査と異なる点となっています。

また、2つ目の○ですが、厚生年金に関しても、被保険者の要件として、週労働時間20時間以上、月額賃金8.8万円以上などの要件があり、全ての雇用者の情報を把握していない状況です。

2つ目は、論点②「労働者の賃金に関する状況」です。前回の検討会においては、離職、転職に係る情報だけでなく、個々人の賃金の動向についても議論となりましたので、この点も併せて御報告したいと思います。

1つ目の○ですが、雇用保険においては、被保険者資格取得時の賃金月額や、失業して基本手当等の受給資格決定された者の離職時の賃金月額を把握しています。ただし、受給資格がない者の離職時賃金月額は把握していないため、全ての転職者の賃金を把握することができません。また、保険料の納付においても、事業主は雇用する労働者に支払う賃金総額から保険料率を掛けて保険料を納めており、個々の労働者の賃金を把握していない状況です。

2つ目の○ですが、転職に伴う賃金変化につきまして、雇用動向調査のように死亡と転籍を区分すること、また、離職理由を詳細に把握しておりませんで、離職理由別に把握す

ることが困難な状況です。

そして、3つ目の○ですが、厚生年金に関しては、雇用保険と異なり、各個人の賃金を把握しておりますが、被保険者個人の標準報酬月額となっております。標準報酬月額は実際の賃金よりも大まかな区分であり、僅かな賃金変化を捉えることができないといった課題がございます。

また、厚生年金については、個人の標準報酬月額を把握できますが、国民年金においては保険料が基本一律ということもあり、賃金に関する情報を収集していない状況です。

最後に、論点③の「地域別に詳細な集計の出来る可能性」についてです。前回の検討会において、行政記録情報はしつ皆であり、地域別の細かい集計を行っても標本サイズが堪えられるのではないかといた御指摘がございました。雇用保険も厚生年金も企業が一括に申請することが可能であり、地域による区分について、データから事業所情報を正確に把握できない状況です。例えば、雇用保険については取りまとめをしているハローワークごとの情報は把握できますが、ハローワークが複数の市町村にまたがって管轄している場合、また、届出を行ったハローワークの管轄外に事業所の所在地が存在する可能性があります。

以上が1ページ目の概要で、2ページ目以降は関連する資料をつけております。

まず、2ページ目を御覧ください。雇用動向調査についての概要等をまとめてあります。1の「概要」にございますように、事業所における入職、離職の状況、入職者、離職者については、個人別に属性、入職、離職に関する事情等を調査しており、労働移動の実態を把握するものです。先ほど御案内いたしましたように、参考資料2に調査票を添付しておりますので、お時間のある時に御覧いただければと思います。

内容等については、こちらに記載されているとおりで、3ページ目、4ページ目を御説明させていただければと思います。こちらは雇用保険の概要です。詳細な説明は省略させていただきますが、3ページ目の2の「雇用保険の適用事業及び被保険者について」を御覧いただければと思います。こちらは先ほど申し上げた雇用保険の適用除外される労働者をまとめておるところで、1週間の所定労働時間が20時間未満である者、31日以上雇用されることが見込まれない者などは適用除外されるといった状況です。

続きまして、4ページ目につきましては、失業中における基本手当の受給資格についてまとめています。(i)にございますように、いわゆる自発的な離職によって一般被保険者が離職した場合に関しては、離職日から2年間に被保険者期間が12か月以上ある、また、(ii)にあるように、倒産、解雇等による離職者または有期労働契約が更新されなかったこと等による離職者に関しては、離職日から1年間に被保険者期間が6か月以上必要といった受給資格がございます。

続きまして、5ページ目を御覧ください。5ページ目から7ページ目に関しては、雇用保険に係る業務統計として公表している情報と公的統計とを比較したものです。5ページ目は、被保険者の資格喪失と離職率の関係です。被保険者の資格喪失が離職に当たると考

え比較を行っております。被保険者に対する資格喪失者の比率がグラフの太い線であり、雇用動向調査の離職率の細い線と比べ、一貫として高い水準を推移しています。また、2009年辺りのリーマンショック直後においては、離職率は上昇している一方、資格喪失者の比率は上昇していないなど、時系列の傾向にも違いが見られる状況です。

続いて、6ページ目を御覧ください。雇用保険の被保険者数と労働力調査の雇用者数との比較です。雇用者数は、2014年9月で5600万人を超えているのに対し、雇用保険被保険者数は4000万人を超えた水準と、大きく違いがございます。また、雇用保険は適用拡大などの制度改正の影響もあり、グラフで示した期間では雇用者数の増加人数よりも多く増加していることがうかがえます。

続きまして、7ページ目を御覧ください。基本手当受給者実人員と労働力調査の完全失業者数との比較です。雇用保険の基本手当は失業しかつ求職活動をしている日について支給されるものであり、支給される日数も決まっています。完全失業者数とは定義が一致しないこともあり、両者に差が見られるといった状況です。

以上が公的統計との比較の議論です。続いて8ページ目になります。8ページ目に関しては、地域別に細かい集計ができるかという観点から、雇用保険の適用状況と経済センサスにおける事業所構成比を比較したものです。東京や大阪など本社の集中する地域においては、経済センサスの事業所構成比よりも雇用保険の適用事業所の構成比のほうが高いことが分かります。両者の構成比の差は、雇用保険の手続を一括で行っていることが一因となっていると考えています。

続いて、9ページ目を御覧ください。9ページ目以降は、年金に関する資料です。9ページ目は年金制度の仕組みで、会社員や公務員などは第2号被保険者として厚生年金に加入していますが、自営業者の方や第2号被保険者の被扶養配偶者などは、国民年金に加入している状況です。

続いて、10ページ目を御覧ください。先ほど御紹介した厚生年金の被保険者の要件ということで、近年の適用拡大の状況についてまとめているものです。2016年10月以前の適用拡大前に関しては、週労働時間30時間以上としておりましたが、2016年10月以降に厚生年金の被用者保険の適用拡大を進め、2020年の今年の法改正によって、今後は50人を超える企業においても、週20時間以上または月額賃金8.8万円以上の者については適用を拡大する状況です。

続きまして、11ページ目を御覧ください。11ページ目と12ページ目は、標準報酬月額についてまとめたものです。標準報酬月額は、12ページ目の表にございますように、32等級に分けられています。標準報酬月額の決定のタイミングは、入職などの資格取得時と定時決定によって行われます。定時決定は毎年1回、4月、5月、6月の報酬月額から標準報酬月額が決定され、その年の9月から翌年の8月まで使用されます。1年に1回改定が行われる状況ですが、支払われる報酬月額が大幅に変更した場合は届出に基づいて改定することがあり、随時改定と呼ばれる状況です。

また、12ページ目には、公表されている「厚生年金保険・国民年金事業年報」より、報酬月額別の被保険者数をまとめたものです。標準報酬月額は8.8万円から62万円までと32等級あり、一番金額の高い62万円では約267万人と1つ下の階級より人数が多く、いわゆるトップコーディングがなされている状況であることが分かります。

資料1に関する説明は以上です。

○阿部座長 ありがとうございます。

ただいま事務局から説明がありましたが、雇用動向調査の代替可能性というのは、この検討会の目的の一つが行政記録情報の活用検討ということで、雇用動向調査が代替可能ではないかという議論を前回したと思います。それで、今回事務局に資料を準備していただきました。活用に向けては困難な点が多いというのが資料1の1ページ目にありますけれども、何か構成員の皆様方から御発言あるいはご質問をお願いします。

川口構成員、お願いします。

○川口構成員 本当に丁寧に資料を準備していただいて、ありがとうございます。心からお礼を申し上げたいと思います。

3つコメントがございまして、一つが離職、転職に関する状況で、雇用動向調査とずれるという御指摘がありました。特に5ページ目を拝見すると、金融危機の前後で動向がずれるという御指摘がありました。一番上の黒い線が雇用保険から計算されたもので、次の灰色の線が雇用動向調査から計算されること。これは確かに見てみると、2009年で減る部分と増える部分がありまして、どのような理由によってずれているかが分かれば教えていただけるとありがたいです。それと関連するのですが、この2つの系列、ずれているのですが、どちらがより実体経済を捉えていたと考えるべきなのか、分かることがあればお教えください。

2点目なのですが、この厚生年金について、論点②の3つ目の○、個人の標準報酬月額が把握できていて、これが区間でしか分からず、細かい変化が分からないということはおっしゃるとおりだと思います。ただ、一方で、月ごとの賃金変化を知ることが非常に重要な指標だとも思います。毎月勤労統計で今カバーしていると思いますけれども、問題は、景気変動によって労働者の構成が変化していきますので、平均賃金で見ると、例えば景気がいいときには賃金が低い労働者が働き始めて、構成が変わったことによってあまり賃金が上がっていないように見えるとか、景気が悪くて個人レベルで見ると賃金が下がっているのだけれども、でも、賃金が低い層が職を失って、平均賃金で見るとそれほど賃金が下がっていないように見えてしまうという構成変化の問題がございまして、実質的には厚生年金のデータは個人のパネルデータになっていますので、そのような構成変化の影響を受けずに賃金変化を計算できる、非常に大きな情報が得られるソースだと感じています。

一人一人の個人の賃金に関しては、確かに変化の幅が小さければ区間をまたがないので変化は捉えられないことになると思いますけれども、当然大人数を統計的に処理していく

と確率的に区間をまたぐ人が出てきます。平均的に賃金が上がっているような状況では、それと比例的に区間をまたぐ人が出てきますので、もちろん特定の仮定を置かないと、完全に平均賃金をトラックできるわけではないと思いますけれども、ただ、かなり大まかな傾向に関しては捉えることができるのではないかと考えています。

雇用動向調査との代替可能性についての議論ですので、必ずしもここでは適切な比較ということではないかもしれないですけれども、例えば毎月勤労統計で捉えられている月次の賃金変動は日本銀行などはしっかり見ていますけれども、こういったものを改善できる余地があるのかと思いました。

最後の地域別のところですが、これは実際に資料に報告されているように、資料で申し上げると8ページ目のところで、事業所の所在地が職業安定所で把握されているので、実際の経済センサスの事業所数とずれるという御指摘がございました。例えば東京は実際の経済センサスで数えられる事業所数よりも多い。その一方で、埼玉、千葉、神奈川といったところは実態よりも雇用保険の事業所数が少ないということで、ずれる理由はある程度予想がつくと思います。

では、このデータの意味がないのかと言うと、そういったことでもありません。例えば今コロナウイルス感染拡大の状況下で経済と感染防止のトレードオフをどのように管理していくかが問題になっているわけですが、移動を抑制しますと感染者数は減るかもしれませんが、その一方で、移動を抑制しますと経済的なダメージが発生してしまう。そう考えると、コロナウイルスの感染状況は地域によって大きく異なり、実際に人出の変動も地域によって大きく異なります。そのことが労働市場にどのような影響を与えているかを知らうと思うと、労働力調査を使うことが一つの方法だと思います。しかし、御案内のとおり、労働力調査は都道府県別の失業率が計算できるほどの標本サイズを持っておりません。総務省統計局が発表しているのは、3か月の平均の都道府県別失業率を参考値として公表していて、今、実際に都市部で失業率が上がっていることが観察されています。

その一方で、失業保険の離職者数を見てみると、これで都道府県別の職がどれだけ失われているかが、労働力調査を補完する意味でかみせませんけれども、かなり正確に把握できている可能性があります。そうしますと、コロナウイルス感染を抑えるために外出を控えてもらうような呼びかけをして、実際に携帯電話のデータなどから分かる人出の減少が雇用にどのようなインパクトを与えているのかが、かなり正確に分かるということで、今のコロナの状況を理解する上で、このデータは非常に有用だと思います。

ですから、完全なデータはなかなか難しいと思うのですが、例えば職業安定所ごとに集計するとか、より細かい集計をしていくと、地域の実情と雇用の喪失の関係が見られていくのではないかと思います。そういったところで政策形成をより細かいレベルで判断していくには非常に使えるデータではないでしょうか。この論点③のところに関しては、既に取り組みされているものの完全ではないという御指摘だと理解したのですが、完全なデータではないものの、現在の状況を考えると非常に有用なデータであることも事実

であって、必ずしも業務データの統計利用を否定する結果ではないのかなと理解いたしました。

以上です。ありがとうございました。

○阿部座長 ありがとうございました。

まず質問としては、最初の離職率、転職率に「ずれ」がある、5ページの図ですね。これがなぜ「ずれて」いるのか、そして、どちらが実体を反映したものなのかという御質問が事務局にあったと思います。

○戸田企画官 こちらは想像の域を出ないので、それが真実かどうかは詳細な検討が必要かと思うのですが、一つは、リーマンショック以前に雇用保険に加入されていた方がリーマンショックのような大きな出来事で離職される場合に、そのような方々が基本手当を受給できる資格がなかった。ですから、そういう意味では、離職率を計算する分子が少なかった可能性が一つある。あとは、2009年以降に適用拡大を進め、多くの方が被保険者となられるという、先ほどの6ページの図のような状況もありますので、より2009年以降では分母が増えている。この比率に関しては通常であればリーマンショックのような経済危機があると離職率は高まると想像されますけれども、それほど高くなっていないのではないかと考えております。

どちらが経済の実体を把握しているかはなかなか難しい問題で、それぞれデータには癖のようなものがあり、そういうものが双方にある。どちらが正しく、どちらが癖があり過ぎてよく分からないのかは、なかなか申し上げにくいところがありますので、この辺は慎重に検討する必要があるのかと思っています。

○阿部座長 ありがとうございます。

川口構成員、よろしいですか。

○川口構成員 結構です。

今の適用拡大に関して言うと、ある程度この適用拡大の前と分母を合わせることによって連続性のあるデータをつくっていく可能性はあると思いますので、引き続き、検討課題になるとお伺いして思いました。ありがとうございました。

○阿部座長 今、川口構成員から3点ありましたけれども、1点目は今のお話ですが、残りの2点というのは、業務統計そのものをもっと活用できる余地はあると私は理解しました。ただ、その一方で、雇用保険と代替できるかという、雇用保険の代替としては不完全、不十分であるけれども、雇用保険の代替ではなくて、例えば毎月勤労統計、あるいは労働力調査の補完的な資料としてこの業務統計を活用していくことは十分可能であろうと。それによってより緻密な政策評価なり政策を考えていく、政策形成できる基本的なデータになっていくだろう、ということですね。

○川口構成員 はい。ありがとうございます。

○阿部座長 私もそのとおりだと思います。

それで、データ自体は既にあるのですね。業務統計報告は出ていると思うのです。

○川口構成員 かなり詳細に出ていまして、それを活用するというのが第一歩だと思います。その一方で、例えば個人レベルの標準報酬月額の動き幅ですね。これはひょっとしたら集計表があるのかもしれないですけども、こういった集計表があると労働者の構成を固定したままでどのように賃金が上下動しているかが分かりますので、もしもそういった集計表がないようでしたら、つくっていただくことが第一歩としては考えられるのかと思いました。

○阿部座長 後で議論しますけれども、報告書に書き加えて、実際にそういったデータをどのように作成していくかは、また別途検討する必要があるかと思います。ありがとうございます。

今回は元々ある調査の代替できる業務統計はないかという話でしたけれども、そもそも業務統計をどのようにうまく活用したらもっと色々良い情報が出てくる可能性があるという考え方もあっていいということですね。

ほかにいかがでしょう。

川崎構成員、お願いします。

○川崎構成員 今、阿部座長にまとめていただいた方向で私は全く賛成です。大変丁寧な資料を作成して、報告していただいてありがとうございました。それを補うような意味で申し上げますと、現在話題になっている雇用動向調査を代替できるかという議論は、確かにこれは極めて困難というのは、それはそれでごもったものですが、補完の仕方として、例えばこれは今までの公的統計であまりやっていないと思うのですが、調査票の個票情報と行政記録の情報ですね。言わばフェイス事項といいますか、企業、事業所側の情報ですね。それをうまくマッチングすることでもう少し深い分析ができるのではないかと思います。そういう意味でのリンクを今後もう少し時間をかけてでもいいですから、開発していただいたらいいのではないかと思いますというのが一点感じるところです。

もう一点は、これも先ほどのお話に尽きるのですが、補足的に申せば、私自身の問題意識としては、割と毎月勤労統計の給与・賃金のデータ、特に地方の数字が使いにくいということをよく耳にするのです。そうしますと、ベンチマーク的な格好で行政情報をもう少し活用すると地方の数字が安定する可能性があると思うので、そういう使い方を視野に入れていただいたらいいのかと思います。そういう意味で、最初に戻りますが、雇用動向調査の代替というだけではなくて、広い使い方を視野に入れていただいたら大変ありがたいというのが、今日のお話を伺って感じたことでした。

以上です。

○阿部座長 ありがとうございます。

雇用動向調査の個票レベルにおいて事業所で、業務統計の事業所レベルのデータを何かマッチングキーがあってリンクできたら、さらに補完的な情報が得られるというのはそのとおりですね。

そういったことが、できるのでしょうか。

○大野室長 現時点でまだ検討をしていませんので、なんとも申し上げられません。

○川崎構成員 一つは、キー項目がそもそもありません。

○阿部座長 ないですね。

○川崎構成員 うまくキー項目があるかです。法人レベルであったら確実にあると思うのですが、その下のレベルにおいてはどうか。例えば法人レベルの情報だけでも活用するといったことです。法人関係の情報ですと、例えば経済センサスは当然法人レベルで全体の法人と傘下の事業所の情報を持っていますので、その辺りの情報とどう組み合わせるかなど、そういったことがあるかと思います。

○阿部座長 ありがとうございます。

ほかに、野口構成員、いかがでしょうか。

○野口構成員 本当にありがとうございます。本当にこれは素晴らしい資料だと思います。

私は労働分野はあまり分かりませんので、興味からお伺いするのですが、先ほどの川口構成員のお話の5ページ目のこのグラフ、これはすごく面白いのですが、2009年以外のところは1年ラグがあるといいますか、若干太い実線のところよりも1年前ぐらいにピークが来て、1年ずれてトップが来ている、合わさっているところもあります。こういうものはどういう理由によるのか。とにかく先ほどの「ずれ」の問題ですね。2009年は大きく「ずれ」ていますけれども、何かラグをもって情報が得られるのかというのが、これは興味で質問させていただきます。

もう一つは、これも先ほどの川口構成員のリサーチクエスト（研究課題）ですごく面白かったのですが、8ページですね。ハローワークごとの細かい集計ができればという話で、確かにハローワークごとの集計ができればある程度の物理的・地理的な「都道府県」のようなものが分かってくるので、それごとの集計のようなものが現在データとして公表されているのかどうかを伺わせていただきます。両方とも質問です。

○戸田企画官 最初の質問はよく分からないというのが現状ですので、少し検討させていただければと思います。

2点目のハローワークごとに業務統計として公表しているかという話は、現時点では公表しておらず、細かく見ても都道府県ごとといった状況になっています。

○野口構成員 そのハローワークがどのぐらいのカバレッジを物理的に持っているのかわかるだけでも結構面白いのかと思ったのです。要するに、ハローワークの所管しているところ以外からも情報が集まってくるという話でしたので、どの程度の広域にわたっているのかが分かるだけでも結構面白いかと。

○戸田企画官 その辺りも色々確認したのですが、きちんと記録として残していない状況です。どれぐらいの企業が一括で納付しているのか否かは分からない状況です。

○阿部座長 ハローワークの管轄は決まっているんですね。

○野口構成員 管轄は決まっていて、ただ、その管轄外からも来るわけですね。

○阿部座長 管轄外から来るというのは、管轄外にある事業所分も含めて本社があるとそ

の地域のハローワークに届出が来るということ。

○野口構成員 なるほど、面白いですね。どの程度、法定上とずれがあるのかとかですね。

○阿部座長 そうですね。でも、それは分からないと思う。

○野口構成員 そうですね。把握は難しいですね。

○阿部座長 川崎構成員、どうぞ。

○川崎構成員 本当に思いつきなので外れているかもしれませんが、今のお話をお聞きしながら感じたのですけれども、たしか地方労働局は例えば有効求人倍率などを丁寧に細かく地域区分で出されているのをホームページで見た記憶があるのです。そう考えていくと、雇用動向調査の代替という視点よりも、入職、離職の状況といったデータを地方労働局レベルでもう少し公表していただくと、ひょっとしたら地域の経済動向はもう少しきめ細かに把握できるのではないかという気がするのです。要は、県などで経済政策を担当する人たちは、いつも「地元のデータがない」と結構おっしゃいます。そういうときに、こういう雇用保険の受給者のトータルのストックではあまり何も分からないのですけれども、入職、離職の部分だけでも何か出てくると、それで雇用が増えているのかどうかなどが、先ほどの川口構成員のお話にもありましたけれども、労働力調査だと限界がありますので、その辺りの補完的な意味では使える可能性があるのかなと思います。可能でしたらその辺も検討していただくとありがたいと思います。

○阿部座長 多分あると思うのです。出ているのですね。

○川崎構成員 そうですか。そうかもしれませんね。

○阿部座長 多分、雇用保険業務統計には。

○戸田企画官 業務統計には、そうですね。

○川崎構成員 出ているのですか。それは知りませんでした。

○阿部座長 都道府県別のものが掲載されているのではないかと思います。

私が記憶しているのは、80年代に労働力調査と雇用保険の比較を緻密にやった論文を当時労働省の職員の方がお書きになっていて、その頃からそういう認識を持って使われているのではないかとは思いますが。

○川崎構成員 なるほど。あるならば、それをちゃんと活用する人たちが見ればいいと。分かりました。ありがとうございます。

○鈴木統括官 例えば私が住んでいるところは東村山市ですけれども、厚生労働省を辞めて東村山市のハローワークに行くとします。では、埼玉に就職したとなった時に、どこの自治体での就職数にカウントするかといったものが（自治体によって）分かれてしまうのです。そうすると、どのデータでその地域の状況を見るのかは結構難しくなります。以前は受付はハローワークで全部例えば求人倍率などはやっていましたけれども、数年前からは事業所の所在地のハローワークに全部カウントして求人、求職の有効求人倍率を出したりなどをやっています。結構そこが細か過ぎるデータとなりますので、分析としても難しいということも事情としてございます。

○阿部座長 ありがとうございます。

ただ、毎月都道府県別の失業率に近い数字が雇用保険で出せるのは、労働力調査にない利点かとは思いますが。

○川口構成員 実を言うと、集計が速いですね。ホームページを見るともう10月の数値が上がっていたので、すごく足元の判断にも使えるのだなとは思いますが。

○阿部座長 そうですね。だから、今回代替可能性という議論をして来ましたが、代替可能性も重要ですが、既存の業務統計をどうやって生かすかも今後十分議論していくべきである、と報告書にまとめられたらどうでしょうか。よろしいですか。ありがとうございます。

では、議題1はこの辺りにさせていただきます。次は議題2ですが、データ利活用検討会の報告書の骨子案を事務局でおまとめいただいていますので、これについて、御説明をお願いしたいと思います。

○大野室長 それでは、お手元の資料2を御覧ください。データ利活用検討会の報告書の骨子案です。

構成ですけれども、まず、Iとして「これまでの経緯」を記載いたします。厚生労働省として、政策立案や学術研究、経営判断の基礎として常に正確性が求められる公的統計の重要性に対する基本認識を明確にし、作成する全ての統計が真に統計ユーザーや国民の視点に立った統計を作成できる組織に生まれ変わるために、広く外部有識者の意見を取り入れて、厚生労働省が政府全体の公的統計を牽引するような統計行政のフロントランナーとなることを目指しまして、統計改革ビジョンを策定しております。その中で利活用促進策を決定するために設置されたことなど、当検討会のバックボーンを記載いたします。

次に、IIとして「データ利活用に係る現状の課題」について記載いたします。これまでに御議論いただきました課題についての貴重な御意見をまとめさせていただき予定ですが、まずは調査票情報の二次利用におけるセキュリティと利便性のバランスについて、アンケートの御意見にもあったとおり、扱う情報の重要性に鑑み、現行の審査内容は必要だという意見と、もっと簡略化すべきだといった意見がございました。この辺りの問題点について記載いたします。

次に、調査票情報の二次利用における審査時間の長期化について、厚生労働省内の集計結果について触れるとともに、アンケートなどの意見も参考にまとめる案といたします。

最後に、行政記録情報の活用について、これまでの議論の内容と、本日先ほど御議論いただいた業務統計の活用などについて記載いたしていきたいと思っています。なお、いずれについても総務省が所管する事項、厚生労働省が所管する事項、それぞれでございますので、それぞれについて明記いたします。すなわち、法改正などが必要な事項なのか、法改正などが不要なく実施できるものかなどについて明確化いたします。

さらにIIIとして「厚生労働省におけるデータ利活用促進策」について記載いたします。これまで御議論いただいた貴重な御意見についてまとめさせていただきます。

まずは1として、調査票情報の二次利用に係る審査業務の効率化・人員体制強化について、より利用者の利便性を図るべく、マニュアルやFAQをさらに見直し、引き続き事前審査の効率化を図るとともに、提供データ作成における効率化案、また、当室としても要求を行ったところですが、引き続き人員体制等の強化などについて記載いたします。

次に、2つ目として、オンサイト施設で利用可能となる統計の拡大について、厚生労働省としては、令和3年度中に基幹統計は原則10年を利用可能とするなど整備に努めること、施設の拡充についても記載いたします。

次に、3つ目ですが、行政記録情報の活用検討について、統計調査の代替・補完となる行政記録情報の活用として、本日、先ほど御議論いただいた内容を踏まえた案を、また、EBPMの観点で統計ユーザーとしての活用を検討することも記載いたしていきます。

最後に4つ目、ホームページ等における広報・周知の充実について、既に実施しておりますが、さらに、いただいた科研費関係の窓口における周知による利活用促進案や学会等への情報提供等、貴重な御意見を記載していこうと思っております。

最後にIV「データ利活用に係る中長期的課題」について記載いたします。先ほど述べましたけれども、マッチングキーの整備やセキュリティーと利便性を両立させたリモートアクセスの整備などについても記載いたします。

以後の資料のページには、参考までに前回の資料を2枚付けています。

資料2に係る説明は以上です。

○阿部座長 ありがとうございます。

それでは、資料2について事務局から説明いただきましたが、これについて御質問、御意見がありましたらお願いしたいと思います。

どうぞ。

○野口構成員 実は、戸田企画官にすごくお世話になっているのですが、EBPM検討会を別途東大の田中隆一教授が中心となってやっていらっしゃるのですが、非常に本検討会と親和性があるといいますか、同じような議論が進められています。EBPM検討会は今厚生労働省内でやっているロジックモデルみたいなものを、いろいろな選択された政策について実際に担当課の方に記載していただいて、それでどのようなことができるかを検討していますので、そういう別の検討会との連携のようなところを記載される必要はないのでしょうか。EBPMだけではなくて、例えばほかにも労働分野でもそういう統計の審議会、検討会などをやっていらっしゃるでしょうし、医療は医療でまた別にやっていますし、そういう情報を整理し、まとめられたら大変厚生労働省全体の統計に対するストラクチャー(構造)が分かるかと思ったのですが、いかがでしょうか。すごく大変な作業になってしまうと思いますが。

○戸田企画官 今のお話は、Iの「これまでの経緯」のところに付け加える形で、例えば今、厚生労働省では医療・介護に関する利活用検討会というものをやっていますし、雇用に関しても雇用政策研究会等をやっておりますので、そのような話を整理するイメージで

すね。

○野口構成員 そうですね。関わりのある検討会を図示していただけると、結構厚生労働省内でも縦割りになってしまっているの、せつかくです。皆さんが分かりやすいように、どのような検討がなされているのかを図のようなものにしていただくと非常にいいのではないのでしょうか。かなり大変ですけれどもね。

○阿部座長 大丈夫ですか。御要望ですけれども。

○大野室長 検討いたします。

○戸田企画官 検討します。

○野口構成員 あくまで要望です。御無理には申し上げます。

○阿部座長 でも、確かに一覧にするだけでも価値はありそうな気はしますね。

○野口構成員 そうなのですね。実際ばらばらにやっていて、だけれども、結局議論している内容はかなりシンセサイズ（統合）すると思うのです。

○阿部座長 統括されているのは鈴木統括官ですから、鈴木統括官の頭の中を出していただければいいのですけれどもね。

○鈴木統括官 統計というよりもどちらかというとデータ利活用で、情報のほうで大体全部統括官内が見ていますので、御要望にはお応えできると思います。ただ、最近デジタル庁に政府を一元化しようという動きもあるので、今、厚生労働省の中でやっているものもデジタル庁の関係で色々見直しもやらなければならないですけれども、今何をやっているかまとめることは可能ですので、次回お示しします。

○阿部座長 だから、データをつくるということと、データを利用するというのと、今はどちらかというと利用の部分、利活用の部分が我々の守備範囲で、利活用をしているところに関連する検討会や研究会が多数あるのを一覧にして欲しいということですね。

○野口構成員 そうです。

○阿部座長 作る側は作る側でまた検討会といいますか、統計委員会のようなものとか、色々ありますね。

そういうものをどこに記載するのでしょうかね。「これまでの経緯」ですか。それとも現状の箇所では縦割りはよくないと記載しますか。

○野口構成員 先日、総務省の担当者からヒアリングをされまして、「厚生労働省側は遅れている」といったことを言われて、私は反論したのです。実は大変に検討が進んでいるのに、それが明らかになっていないのですね。総務省の統計委員会の委員たちにとってみれば「何をやっているのだ」という感じかと思います。だけれども、そうではなくて、実は検討はすごく進んでいるのですね。ただ、それをうまく宣伝できていないというか、だから、何か宣伝する機会かなと。

○鈴木統括官 多分、それは統計ではないのです。今、例えばデータヘルスなどでやっているのは、NDBや介護DBという診療報酬等のデータを活用して、それにいわゆる健診情報、それからカルテ情報などがあって、これは実は統計では既にもうないのです。ただし、そ

れに代わるものとしてかなり細かいデータが、他国で言えば医療統計なのですから、それに代わるものをオンラインで全部やっていて、業務統計といいますか、広い意味では行政情報の利活用なのです。けれども、その話は統計委員会に上がっていきませんので、総務省統計局や統計基準の人たちは、その動きを知らないのです。

○野口構成員 「そんなものがあつたのですか」、「そこまでやっていたらっしゃるのですか」と言われましたので、「やっていたらっしゃいますよ」とお伝えしました。とてもデータ整備が進んでいるのにそれが伝わっていませんので、進捗状況は分野によって違いはあって、更に取り組むべき分野もあるかとは思いますが、進んでいるところをアピールする箇所があればいいかと。

○阿部座長 分かりました。それは検討しましょう。

ほかにいかがですか。

川口構成員、どうぞ。

○川口構成員 補足的な論点なのですから、EBPMというものをEBPMとしてやるのではなくて、本当に原課で政策を考えるときにどうやって組み込んでいくかも重要かと思うのです。例えば、若手チームが課題を作って実施するというのもあると思うのですけれども、現状発生している課題もあるはずで、例えば自分のことで恐縮なのですから、労働条件政策課と裁量労働の調査の分析をやっているのですが、結局対応相手になる方が、基準局は法律分野の仕事なので、基本的には法律のバックグラウンドの方なのです。ですから、原課の中にこういうEBPMチームのような人が機動的に入って行って、原課の方と一緒に仕事をする。それで、その人が外との通訳のような感じで一緒にやっていくといいですか、括弧つきのEBPMではなくて、本当に政策形成の中にエビデンスベース（＝科学的根拠）をどうやって突っ込んでいくか、が重要になってくるのです。これは時間がかかると思うのですけれども、本当はお忙しい中で時間をつくってわざわざ対応されているのだと思うのですが、「遊軍」のようになっているこの方たちを、本当に教科書をやるというよりも実務の中に組み込んでいくといったことを恐らく考えていらっしゃるのだと思いますし、そういうものが構築できると非常によいのかと思いました。

そうではないと、何が起こるかという、外に出していわゆる「丸投げ」になってしまうと思うのです。進捗管理などもしないし、検品もしっかりとできない感じになってしまう部分もあると思うのです。必ずしも全てがそうだとは思わないのですけれども、中にしっかりと分かる方がいらっちゃって、外の人と一緒に仕事をしていく体制を原課のレベルで作っていくことが重要なのかと思います。

○阿部座長 ありがとうございます。

戸田企画官、どうぞ。

○戸田企画官 コメントをありがとうございます。

実は同じようなことを考えておまして、今日、午前中にそれに似たようなことをやっておりました。その際の例で申し上げますと、実は最低賃金みたいな話を基準局の賃金課の

面々とEBPMの観点で検討するといった話をやっております。一つはそういった課題、私も民間から来て思うところとして、行政記録情報を含め、色々なデータや統計がある中でどう活用していけばいいのか分からない。先ほどの法律バックグラウンドみたいな話にも関連するのです。

また、課室の中で審議会を回して法改正をしようとしているのか、それともその前の段階で色々とテーマを決めて検討するのかがとなりますと、その状況によってもエビデンスが必要な時と、例が悪いですけれども、審議会の時に変なエビデンスが出てきて大混乱になるみたいなことは担当者としても避けたい訳です。そうしたEBPMを必要とするタイミングもあることを踏まえた時に、考えているのは、一つは川口構成員がおっしゃったように、ある程度エビデンスを政策形成の中で必要としている課室と少し連携しつつ進めていくということです。あとはデータの使い方ですとか、結構御案内のように泥くさいところもあり、日々忙しい職員がやるのはなかなか難しいところもありますので、うまくチームのような形で連携することで効率化し、分析等を進めていくことが必要なかと思っています。今回の統計改革の中でもこうしたチームがありますので、今後はそうした幾つかの課室と連携することも視野に入れて進めていけたらいいかと思っております、このような書き方をさせていただいています。

○阿部座長 川崎構成員、どうぞ。

○川崎構成員 ありがとうございます。

大変今までの御議論、私も同意するところですので、それを踏まえて私自身の言葉でもう少し申し上げます。一つはこの研究会自体が割と厚生労働省の外部のユーザーのために何ができるかといった視点で議論してきているところがありますが、実は厚生労働省は厚生労働省自身がある意味最大のユーザーかもしれない、と私は思うのです。ですから、そういう意味で、この議論は単に外部向けではなくて、内部でもデータ活用の達人を多く揃えるのだという姿勢を持っていただくことが大事ではないかと思うのです。

特に、今お話があったように、厚生労働省内でもデータの取扱には疎い部署があり、もちろん教育をしていかなければいけないと思うのですが、統計担当のところもお忙しく、統計を作成するので相当かなり逼迫した状態にあると思いますので、あまりあれもこれもとは言えないのですが、メーカーが相当ユーザーの知識を持っておくことは大事なことです。今の戸田企画官御自身もかなりユーザー的視点をお持ちだということですので、私は大変心強く思うのですが、そういうものをしっかりやっていただくことが結果的には利活用が進むということだと思います。要は、「メーカーこそユーザーであってほしい」、「厚生労働省こそがユーザーであるという自覚をしっかりと持っていただきたい」というのが一つ申し上げたいことです。

もう一つは、これまでの議論も大変いいことで、今日の御議論の中でも結構いいことをやっているのに知られていないということがある。それは知らない側も問題があるのですが、もう一方で情報発信をもっとやればいいのかと思うのです。色々な利用の進

んだ事例を紹介されるとユーザー側も啓発され、他のアイデアが出やすいと思います。そういう意味でも、是非この議論をうまく外に発信していただき、あるいはEBPMと称しても称さなくてもいいのですが、そういうレポートみたいなものがあれば良いのではないかと思います。公式のレポートでは難しいかもしれませんが、例えばどこかの論文誌に掲載するとか、職員が個人名で発表するような機会を作るといった、発信の機会を増やしていただくと、よりユーザーとのコミュニケーションがうまく行って発展するのではないかと思います。これは本検討会で行うべき話題かどうか分からないのですが、私はそんなことを今の議論を伺いながら感じました。

以上です。

○阿部座長 ありがとうございます。

20年近く前から政策評価というものをやっていて、厚生労働省にも政策評価官が今もいますね。政策評価官室で年に2回は政策評価をやっているのですね。その時にも色々とEBPMと言えるかどうかというのはありますけれども、しっかり統計を使いながら評価をしてくるところ、そうでもないところもあるのですけれども、政策評価で使えるデータにはどういったものがあって、それをどのように活用すると、実際にやっている政策をどのように評価できるのかを進めていけば、EBPMは徐々に全省的に広がりが出てくる可能性はあるのではないかと構成員の皆様方のお話を聞いて思いました。

ですから、キーは政策評価官室ではないかと思います。

○鈴木統括官 今、EBPM担当は政策評価官室にありますので、まさに阿部座長のおっしゃるとおりかと思います。

○阿部座長 分かりました。

では、そのご担当が音頭を取ってどんどん進めていく。ただ、私も以前見たことがあって、すごく精緻な分析をしてそのまま論文に出してもいいのではないかというレベルで行ってきたものがあるのですけれども、それは逆に言うと、一般の国民には理解しづらくなってしまいます。そこのもどかしさがあって、今度はそれをどのようにかみ砕いて評価書ベースに落としていくかが課題としてはある、と十何年前に思いました。ですから、その辺りも本検討会の報告書とは関係ないのですけれども、EBPMをどういうレベルでやっていくのか。審議会でもエビデンスベースで出てきて、では、どれだけ精緻にやったかというのは議論にならなくて、出てくるのはもっと粗い、方向性を示したものとかなっていきとは思うのです。ただ、それでも裏づけとして「こういうものがあります」と示すことは大事ですので、その辺りをうまく整理されたらいいのではないかと思います。

逆に言いますと、審議会といった表に出るのはこれぐらいでいいのだから、そこまでやる必要はないと思われるのも困るし、逆に表に出しても読めない人が出てきますと困る。そういうもどかしさはありますね。

○川口構成員 私が申し上げることではないですが、手持ちで政策を提案していく側は、より多くの情報を持っていたほうが良いと思うのです。それをどこまで出すかとい

うのは、情報を作ってしまうとあとはコントロールできるのだと思うのですが、知らない質問されたときに答えられないということが出てきてしまうと思うので、少なくとも手持ちの資料として持っているというのはすごく強みになるのではないかと思います。

○阿部座長 ありがとうございます。

この後、報告書を作成していくので、今の議論も参考にしたいと思います。ありがとうございます。

ほかに何かございますか。よろしいでしょうか。

では、このような骨子案でこの後報告書の作成を進めていただければと思います。本日用意した議題はここまでとなります。構成員の皆様方から何か御発言はございますか。全体を通してでも結構です。よろしいでしょうか。

それでは、今後の進め方について事務局より御説明をお願いします。

○大野室長 本検討会につきましては、今年度中に第4回の最終回の開催を予定しております。次回は、本日御指摘いただいた点を踏まえた報告書案の検討を行いたいと考えております。日程等については追って御連絡いたします。

○阿部座長 では、本日はこれで終了といたします。お忙しい中お集まりいただきまして、ありがとうございました。